

町政 HOT NEWS

表彰

点訳奉仕員としての活動が評価され
金澤さんが県総合表彰を受賞



県総合表彰を受賞
金澤 敬子さん
(西ノ根宮内中島・24区)

金澤敬子さん(西ノ根宮内中島・24区)が福祉分野で県総合表彰を受賞しました。金澤さんは、平成3年から県立点字図書館で点訳奉仕員として点訳活動に従事。町内でも点訳講座の講師や

点訳サークル「てんでんむし」として活動を行うなど、長年にわたり点訳活動を行っています。今回の受賞はその功績が評価されたものです。
金澤さんは「長年、点訳に携わっていますが、悩むことが増えるばかりです。点訳作業は、点字を使用する人にとっては必要不可欠。少しでも点訳活動に興味を持って関わる人が増えてくれたらいいと思います。何より長年続けてこれたのは家族の協力が大きかったですね」と話してくれました。

広聴

中学生議員の奮闘をぜひ議場で
一日子ども議会を傍聴しませんか

町では「一日子ども議会」を開催します。議員になるのは、町内中学校から推薦された16人(邑楽中学校10人、邑楽南中学校6人)です。この一日子ども議会の模様は傍聴することができます。
▼日時 7月26日(水)午前10時
▼会場 町議会本会議場(役場3階)
▼内容 町議会一般質問に準じた運営で行う。子ども議会議員から一般質問を受け、町長・副町長・教育長・関係課長が回答する
▼対象 どなたでも

※小学生以下は保護者同伴。
▼申込方法 直接会場へ来場する
※受付は午前9時30分開始。
▼その他 議場傍聴席が満席になった場合は、役場1階エントランスロビーでの傍聴となります。
▼問合せ 役場企画課☎47-50008
答弁に耳を傾ける中学生議員(昨年の様子)

お祝い

子育て家庭を応援します
出産祝金は第1子から

町では、健やかな成長を願い、子育て世代の定住促進を図るため、出産祝金を支給します。
▼対象(次の全てに該当する人)
・町に6か月以上住所がある父または母
・新たに出生した子の住所が町にある
▼金額
第1子 5万円
第2子 10万円
第3子以降 20万円
▼申請方法 役場子ども支援課にある申請用紙に必要事項を書いて申し込む



▼必要書類 印鑑、通帳
※その他必要に応じて確認する書類があります。
▼申請期限 出生の日から60日
▼申込・問合せ 役場子ども支援課☎47-5023

式典

米寿と金婚を迎える皆さんを祝福
米寿・金婚記念式典

町では、米寿と金婚を迎える皆さんを対象に記念式典を開催します。
▼期日 9月17日(日)
▼会場 町福祉センター寿荘
▼対象
米寿 昭和4年4月1日から昭和5年3月31日までに生まれた人
金婚 昭和42年1月1日から12月31日までに、婚姻届を役場などに提出した夫婦
▼申込方法
米寿 申し込みは不要

※役場健康福祉課から招待状を送付します。
金婚 申込用紙に必要事項を記入して申し込む
※申込用紙は広報おうら7月号と併せて配布する他、役場健康福祉課にもあります。
※金婚で町に本籍がない人は、婚姻日の確認のために戸籍謄本の提出をお願いします。
▼申込・問合せ 役場健康福祉課☎47-5024

医療

有効期限は7月31日。ご注意ください
保険者証や受給者証などの更新

後期高齢者医療被保険者証・国民健康保険高齢受給者証の更新
新しい被保険者証と高齢受給者証(8月1日から有効)は7月中旬に郵送されます。
※国民健康保険高齢受給者証は、被保険者証(カードサイズ)と2枚1組でご利用ください。
限度額適用認定証などの更新
国民健康保険限度額適用認定証の有効期限は7月31日です。継続して交付を希望する人は、8月中旬に役場住民課で申請してください。
▼持参するもの 国民健康保険被保険者証、マイナンバーを確認できる書類、運転免許証など、印鑑
▼問合せ 役場住民課☎47-5020

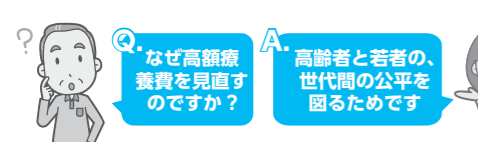


種類	対象	医療費負担	有効期限	更新手続き
国民健康保険	高齢受給者証	昭和19年4月2日以降生まれ 2割 所得により3割	7月31日	該当者へ7月下旬に郵送予定
	限度額適用認定証など	昭和19年4月1日以前生まれ 1割 所得に応じた自己負担額まで	7月31日	役場住民課の窓口で8月中に手続きをする
後期高齢者医療被保険者証	後期高齢者医療被保険者加入者	1割(所得により3割)	7月31日	該当者へ7月下旬に郵送予定

医療

70歳以上の皆さまへ
高額療養費の上限額が変更になります

70歳以上の人は、平成29年8月診療分から高額療養費の上限額が変更となります。
これは、全ての人が安心して医療を受けられる社会を維持するため、世代間の公平を図るものです。
高額療養費制度とは
ひと月に支払った医療費が高額になった場合、決められた上限額を超えた分を払い戻す制度です。
上限額は、個人もしくは世帯の所得に応じて決まります。
▼変更額 下表のとおり
※平成29年8月診療分から、上限額が変更になります。
▼問合せ 役場住民課☎47-5020



なぜ高額療養費を見直すのですか?
高齢者と若者の、世代間の公平を図るためです
下の表(一部抜粋)をみてもらうと医療費の上限額は高齢者のほうが若者世代より低く設定されています。世代間の公平を図るため、高齢者の負担能力のある人には、ご負担をお願いします

70歳以上の人	年収	69歳以下の人
外来(個人ごと)		約252,600円
44,400円	約370万円以上	約167,400円
12,000円	約370万円まで	約80,100円
		57,600円

適用区分	平成29年7月まで		平成29年8月から【青字が変更箇所】	
	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
現役並み	課税所得145万円以上	44,000円	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% 【多数該当:44,000円※】
一般	課税所得145万円未満	12,000円	14,000円 年間上限 14万4,000円	57,600円 【多数該当:44,000円※】
住民税非課税	II 住民税非課税世帯	24,600円	8,000円	24,600円
	I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など)	8,000円	15,000円	15,000円

※「多数該当」とは過去12か月間に同じ世帯で高額療養費の支給該当が4回以上あった場合「多数該当」の限度額に変更となります。